

要保存

地震発生時の臨時休業（休校）等について

保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日ごろから本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受けて、川崎市立学校における地震発生時の臨時休業と生徒の下校について、川崎市教育委員会では次のとおり定めていますのでお知らせいたします。

（１）臨時休業（休校）について

川崎市内のいずれかの地域（多摩区とは限りません）に、震度5強以上の地震が発生した場合は、すべての川崎市立学校において、発生した日の翌日を一齐に臨時休業（休校）にします。地震発生時刻が始業時刻（8時30分）前の場合は、当日と翌日を臨時休業にします。

また、発生した日が休日や休前日（たとえば金曜日）の場合は、休日明けの最初の平日（たとえば月曜日）を臨時休業にします。休日明けの最初の平日が課業日でないとき（夏季休業中など）は、部活動をはじめとするすべての活動を中止とします。

（２）生徒の下校について

授業や部活動など学校での教育活動中に、川崎市内のいずれかの地域（多摩区とは限りません）に、震度5強以上の地震が発生した場合は、直後の余震がおさまり、安全確認ができ次第、生徒は下校することが原則となります。本校では地域の状況などをふまえて、生徒の安全確保のためにさらに次のような措置をとりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

- ①地震の状況や学校周辺の被災状況等の把握ができるまでは、学校内の安全な場所に生徒の皆さんを避難・待機させます。
- ②学校周辺や通学路の安全が確認された時点で、避難訓練で確認している地区ごとのグループに分け、各地区まで教員が引率して下校させます。なお、下校方法や下校後について特別な事情がある場合は、学級担任へご連絡ください。